事　務　連　絡
平成２４年４月９日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
建設安全対策室長

足場等の安全点検の確実な実施について

平素より、労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、平成２４年２月９日付け基安発０２０９第１号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について（要請）」をもって、貴職あて要請したとおり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（以下「総合対策要綱」という。）に基づき、足場等の安全点検の確実な実施も含めた総合的な対策を推進することにしているところです。

今般、足場等の安全点検の確実な実施のより一層の徹底を図るため、総合対策要綱の別添「安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について」の「３　足場等の安全点検の確実な実施」の（２）に掲げられた「足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者」に該当する者を下記のとおり明確にしました。

つきましては、足場の組立て・変更時の点検を実施する際には、下記に掲げる者から点検実施者が指名され、足場等の安全点検が確実に実施されるよう御協力をお願いします。

記

１　足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

２　法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

３　全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全管理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記１又は２に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の別添

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について

1　足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

(1) 足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることが「より安全な措置」であること。

① わく組足場にあっては、次のような措置を講じること。

a　交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

b　手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

② わく組足場以外の足場にあっては、次のような措置を講じること。
手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

(2) 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置すること。

2　手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用

足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成21年4月24日付け基発第0424002号「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」において示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

3　足場等の安全点検の確実な実施

(1) 足場等の点検(「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。)に当たっては、別添に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。

(2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。